

戦争と平和 —会計基準編—*



経営戦略研究科教授(会計専門職専攻) 杉本 徳 栄

国際会計基準戦争

経済や企業活動などのグローバル化に伴い、企業の業績を測定・評価する際の尺度である会計基準のあり方が問われてきた。会計基準の国際的調和化の機運とその展開は、グローバル社会における会計基準の重要性を認識したものであり、同時に各国の会計基準の違いを認識してのものであった。しかし、各国の社会経済的および文化的要素を反映して生成される会計基準の違いが、当初考えられていた以上に大きかった。多種多様な会計基準のなかで、本国経済と本国企業に有利な会計基準を如何に国際的な共通尺度とするか——次の引用文からも明らかのように、これまで世界的規模で会計基準の覇権争いが展開されてきた。

「日本を除く経済大国——米国と欧州各国ではさまざまなビジネスのルール作りでヘゲモニー（主導的地位）を得るために、過去、非常に大きな努力を払ってきた。そしてもちろん今も払い続けている。そして『会計』は、まさしく各国が必死にそのヘゲモニーを獲得しようとしのぎを削ってきたきわめて大きな課題であった。ビジネス・ルールのヘゲモニー争いは、いわば冷戦後の『戦争』にたとえられる。世界標準のビジネス・ルールがどう変化するかは、そのまま本国経済と本国企業の死活問題に直結するからである。米国にせよ欧州にせよ、この点については官民を問わずきわめてシビアに考えている」（磯山友幸『国際会計基準戦争』日経 BP 社、2002年、13-14頁）。

米国における外国上場企業に対する会計規制問題

主要国の証券取引所における上場企業数からすると、国内上場企業と外国上場企業のいずれについても米国の証券取引所（NASDAQ とニューヨーク証券取引所（NYSE））が突出している。英国のロンドン証券取引所での上場企業数も多いが、東京証券取引所のそれは外国上場企業数がきわめて少ないということにひとつの特徴がある。

証券取引所への上場企業に対しては証券規制を伴う。外国上場企業についても例外ではなく、むしろ国内の投資家保護の見地からは、外国上場企業に対する証券規制は厳格なまたは付加的なものが施されている。この証券規制は、たとえば財務諸表の作成・開示にみられるように、会計規制の側面を備えている。米国における外国上場企業に対する会計規制問題のうち、近年もっとも注目されてきたのは次の2つである。

- ①国際財務報告基準（IFRSs：国際会計基準（IAS）を含む）の承認問題
- ②調整表作成・開示要件の撤廃問題

ユーロという共通通貨を基軸に据えた欧州連合（EU）は、2005年1月1日からIFRSsを域内企業の業績などを測る共通の尺度として導入した。これまで世界でもっとも厳格な会計基準として位置付けられてきた米国会計基準は、エンロンやワールドコムなどの一連の企業不祥事によって米国内外での求心力が弱まった。サーベインズ・オックスリー法（SOX法）によって企業改革ないし会計改革が展開される一方で、新たな巨大市場を擁するEUによるIFRSsの承認は、米国における外国上場企業および国内上場企業が財務諸表の作成・開示にあたって準拠すべき会計基準のあり方にあらためて問題を投げかけた。

現在、米国での財務諸表の作成にあたっては、①米国会計基準への完全準拠または②自国会計基準への準拠を容認する代わりに米国会計基準に基づいた調整表の作成・開示が要請されている。いずれの会計規制に基づいても、外国上場企業等にとっては追加的負荷を伴うことになる。米国にIFRSsを承認させることで、IFRSs準拠企業に対する調整表作成・開示の撤廃を目論んだことに、EUの米国に対する会計規制上の戦略がある。

近年の米国のIFRSsへの対応

米国は、IASをはじめとしたIFRSsのあり方について無関心ではなかった。

米国証券取引委員会（SEC）は、2000年2月にコンセプト・リリース（概念通牒）「国際会計基準」（Concept Release “International Accounting Standards”）を公表し、また2004年3月にはIFRSsの初度適用に関する提案なども順次公表してきた。とくに、SECの働きかけもあって、2002年10月には、米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）が国内・クロスボーダー向け財務報告に適用する会計基準の高度な質の収斂を目指して、両会計基準の中長期的な収斂に関わる「覚書：ノーウォーク合意」（The Norwalk Agreement）を締結している。このノーウォーク合意は、①一部金融商品や研究開発費など短期的に収斂が可能な領域については、2003年のうちにも収斂案をまとめる、②2005年1月現在、残存する会計基準間の相違については、それを解消するための共同プロジェクトを継続する、③現在進めている収益認識に関するプロジェクト等の共同プロジェクトも今後継続する、および④解釈指針を作成する両会計基準審議会の活動の調整を図ることから成っている。

ノーウォークでの合意事項は抽象的ではあるが、これまでの会計基準の国際的調和化から会計基準の国際的統合ないし収斂（コンバージェンス）への機運とその方向性をより鮮明なものとし、今日の国際会計分野において果たしたその意義は大きい。ノーウォーク合意は、米国会計基準かIFRSsかという会計基準の覇権争いという色彩から二大会計基準の相互承認へと、国際的な会計基準のあり方の問題が変質する契機ともなった。会計基準の相互承認は、相手の会計基準の存在とその品質を認めて共存する性格を有することから、これまで展開されてきた覇権争いという戦争からの解放を伴った、いわば平和な時代の到来もしくはその模索を意味する。

EU の IFRSs への対応と米国に対する戦略

2005年からの EU 域内企業に対する IFRSs の強制適用については、IASB による IFRSs の会計基準としての地位向上の取組みを忘れてはならない。とくに、1995年の証券監督者国際機構 (IOSCO) による包括的なコア・スタンダード作業計画の合意は、IAS が高品質な会計基準となり、さらには IFRSs へと展開する契機となった。IOSCO による IAS コア・スタンダードの承認は、2001年に公表された EU による2005年の域内企業に対する IAS への準拠規制提案へと連動する。

EU は域内企業に限らず、EU 域外企業に対しても IFRSs を適用する見解を示した。その過程のなかで、EU が展開したのが「会計基準の同等性評価」である。

2004年6月、EU の欧州委員会 (EC) は欧州証券規制当局委員会 (CESR) に対し、米国、カナダおよび日本の3カ国の会計基準と IFRSs との同等性について検討し、2005年6月末日までに技術的助言を EC に行なうように指示した。これを受けて CESR は、①同等性評価の意味・方法論等を定める概念書を策定したうえで (2005年2月)、②米国、カナダおよび日本の会計基準の IFRSs との同等性に関する技術的助言案を公表し、(2005年4月27日)、③同等性に関する技術的助言を最終採択して EC へ提出した (2005年7月5日)。

本セミナーの当日現在、EC は米国、カナダおよび日本の3カ国に会計基準の IFRSs との同等性評価について2006年初め頃には最終決定される予定であった。

EU による3カ国の会計基準の同等性評価は、とくに米国における IFRSs の承認を促すためのひとつの戦略と解することができる。これは会計の政治化を意味し、会計は国家政策であることを物語るものである。

FASB と IASB によるノーウォーク合意の展開をもとに、2005年4月に SEC の Donaldson 委員長 (当時) と EU の McCreevy コミッショナーは、会計基準の早期収斂を後押しし、証券規制当局間の関係を強固なものとするについて合意した。この合意のなかで、SEC の Nicolaisen 主任会計士が策定した「SEC 調整表作成・開示要件の撤廃勧告のロード・マップ」 (“Roadmap” to Eliminating IFRS Reconciliation) も議論されている。先に指摘した、米国における外国上場企業に対する2つの会計規制問題を解決するための合意である。高品質な会計基準を相互承認することによる、会計基準の平和的共存のスタンスの確認である。

日本の会計ビッグ・バン以降の IFRSs への対応

会計基準の国際的収斂の潮流のもとで、大西洋两岸の国と地域の会計基準の相互承認を中心とした動向のなかで、日本は理論と制度の両面からどのようにに対応すべきであろうか。

もちろん、日本の会計ビッグ・バン以降、国際的な会計基準と遜色のない新たな会計基準等を設定してきた。また、これら新会計基準等の設定を踏まえて、日本の IFRSs への対応も「会計の2005年問題」の台頭によって国際対応のあり方などが喧しい。たとえば、①日本公

認会計士協会の「2005年問題に関するプロジェクト・チーム」（2003年7月）の設置や「2005年問題に関する提言」（2004年3月）の公表、②日本経済団体連合会の「会計基準に関する国際的協調を求める」（2003年10月）や「国際会計基準に関する共同声明」（2004年4月）の公表、③経済産業省の「企業会計の国際対応に関する研究会」（2003年12月）や「企業会計研究会」（2004年10月）の設置と企業会計の国際対応に関する研究会の「我が国企業会計の国際化に関する報告」（2004年6月）の公表、④企業会計審議会の「2005年問題の論点と考え方」（2004年2月）や「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について（論点整理）」（2004年6月）の公表および⑤財務会計基準機構・企業会計基準委員会（ASBJ）のシンポジウム（「会計基準の基本戦略を考えるシンポジウム」（2003年8月））やセミナーの開催などが展開されてきた。

とくに、ASBJとIASBが、会計基準の収斂を最終目標として現行の会計基準の差異を可能な限り縮小する共同プロジェクトの立ち上げに合意し、その会合が持たれてきたことは、日本の会計基準の平和的共存の可否やそのあり方を模索するうえでも看過し得ないことである。

次の報道記事からも窺い知ることができるように、IASBは日本に続いて中国とも会計基準の共通化の模索を開始している。

「中国財務省と国際会計基準委員会〔審議会：杉本〕（IASB）は、中国の一般企業の会計基準を国際会計基準（IAS）と共通化することで合意した。中国は年内にもIASに合わせた企業合併や金融商品に絡む会計ルールづくりを完了する。中国企業の国際化に対応する一方、資本市場の信頼性の向上を目指すのが狙い。

共通化するのは非上場企業を含めて、中国企業全般に適用されている会計基準。現在は、外国人投資家が投資可能な外貨建てのB株について、中国基準に加えてIASに沿った決算内容も開示することになっている。

IASB幹部が財務省の中国会計基準委員会を訪問し、合意文書を交わした。中国の現行の会計基準は16項目あり、これを最新のIASに合わせて手直しする。また新しく20項目以上の会計基準を導入する。現在は企業の合併処理に関する会計基準はないが、買収企業の価値を時価で評価する欧米型の基準を導入する。年金や金融商品などの会計処理も新たに盛り込む」（「中国、国際会計基準と共通化」、『日本経済新聞』2005年11月15日付）。

高品質な会計基準の国際的収斂を展開するにあたって、日本の戦略や国家政策が今後さらに問われることになる。

*本稿は、2005年11月18日に開催した関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科・会計専門職専攻秋季連続セミナーでの講演内容を要約したものである。近年の会計基準の国際的収斂の展開は目覚しいが、本誌の編集方針を踏まえて、本稿の内容はセミナー当日現在のものであり、その後の動向については補っていない。その後の国際会計の動向等については、杉本徳栄『国際会計』同文館出版、2006年を参照されたい。